

2024年8月2日

新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)『みのり 10年』を改定

MS&ADインシュアランス グループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:藏田 順)は、指数連動型個人年金保険『みのり 10年』を改定し、お客さまのセカンドライフに向けた多様なニーズにお応えする新たな取扱いを2024年8月5日に開始します。

『みのり 10年』は、**年金原資を守りながら、ふやすことができる**個人年金保険です。死亡保障等の最低保証の大きさを重視する「保証重視コース」と、死亡保障を抑え運用を重視する「運用重視コース」の2つのコースから、ニーズにあわせて選択できます。

今般の改定では、お客さまのライフプランや市場環境の変化に応じて、柔軟に契約内容を選択いただけるよう契約から年金支払開始までの**据置期間*1に3年と5年の取扱いを追加**します。また、**参照指数*2の運用手法を変更し、最高保険料を引き上げます。**

当社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの資産形成や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

*1 据置期間は、契約日から年金支払開始日前日までの期間をいいます。

*2 参照指数は、株式、債券、商品等の資産種類に分散投資を行った場合の運用成果を反映し算出されます。

みのり 10年：改定のポイント

Point1: 短い据置期間を追加します

- 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合は3年、円貨の場合は3年・5年を追加します。

契約通貨	 米ドル	 豪ドル	 円
据置期間	NEW 3年	5年	10年
	NEW 3年	NEW 5年	10年

※ 募集代理店によって、お取扱いしない据置期間があります。

※ 通貨・金利環境等によりお取扱範囲を変更する場合があります。

Point2: 参照指数の運用手法を変更します

- 投資対象資産を見直すなど、参照指数の運用手法の変更によりパフォーマンスの向上を目指します。

参照指数の主な投資対象資産	
2024年8月4日以前	2024年8月5日以後
株式、債券、 不動産 、コモディティ、ヘッジファンド	株式、債券、コモディティ、 為替 、 クレジット *3、ヘッジファンド

*3 クレジットは、米国投資適格債、米国ハイイールド債、欧州投資適格債、欧州ハイイールド債。

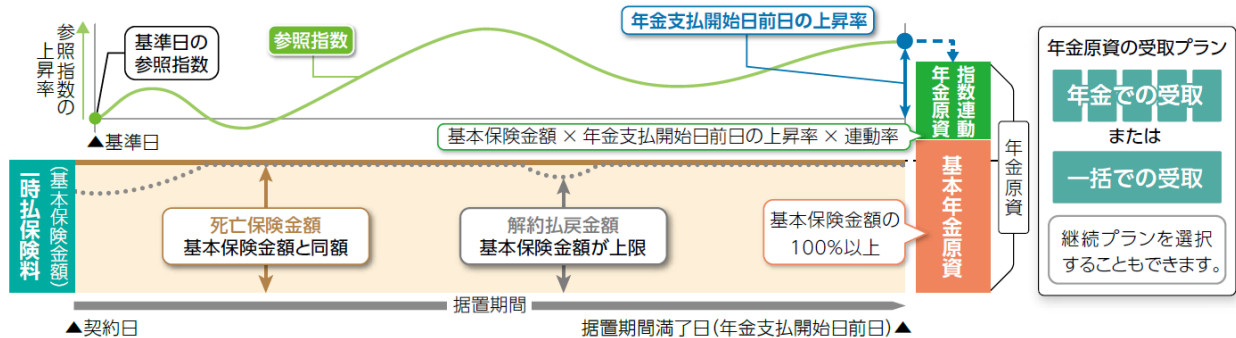
Point3: 最高保険料を引き上げます

- 最高保険料を10億円から**20億円**へ引き上げます。

■ 商品概要

保証重視 コース を選択した場合 

🌿 イメージ図 🌿



※ 上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

🌿 年金原資について 🌿

年金原資 = **基本年金原資** + **指数連動年金原資**

基本年金原資
 契約日に確定します。契約通貨建てで基本保険金額**以上**となります。
 $\text{基本保険金額} \times \text{年金原資保証率}$

指数連動年金原資
 年金支払開始日に確定します。計算式は以下となります。

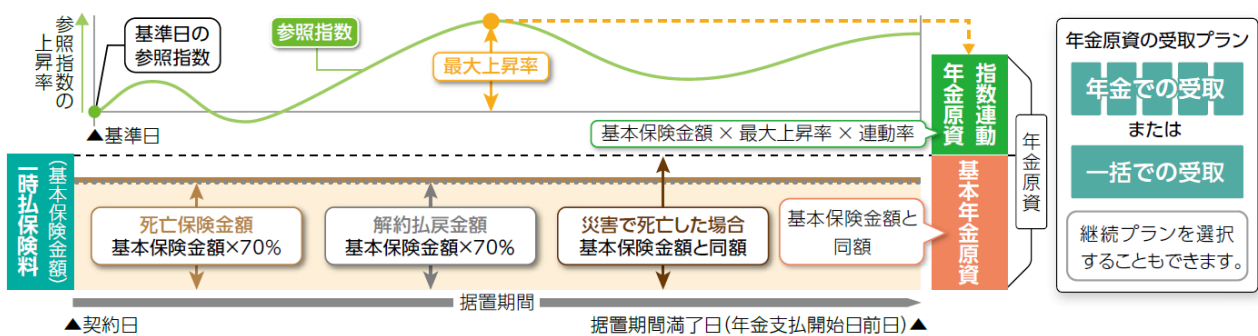


指数連動年金原資 = 基本保険金額 × **年金支払開始日前日の上昇率** × **連動率^{*1}**

*1 連動率は契約通貨および据置期間に応じて設定されます。米ドル・豪ドルはすべての据置期間で100%、円は据置期間3年・5年の場合10%、据置期間10年の場合30%となります。

運用重視 コース を選択した場合 

🌿 イメージ図 🌿



※ 上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

🌿 年金原資について 🌿

年金原資 = **基本年金原資** + **指数連動年金原資**

基本年金原資
 契約通貨建てで基本保険金額と**同額**となります。

指数連動年金原資
 年金支払開始日に確定します。計算式は以下となります。



指数連動年金原資 = 基本保険金額 × **最大上昇率** × **連動率^{*2}**

*2 連動率は契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定され、契約日に確定します。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\) 兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取り扱いについて

コース		保証重視 コース	運用重視 コース
契約通貨		米ドル／豪ドル／円	
据置期間		3年／5年／10年	
一時払保険料 (保険料の 払込方法は 一時払のみ)	最低	1万ドル(1ドル単位)または100万円(1万円単位) ※ 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高	20億円 (契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		【据置期間 3年】 0歳～87歳 【据置期間 5年】 0歳～85歳 【据置期間 10年】 0歳～80歳	【据置期間 3年】 50歳～87歳 【据置期間 5年】 50歳～85歳 【据置期間 10年】 50歳～80歳
死亡保険金		基本保険金額と同額	基本保険金額×70%
年金原資	基本年金原資	基本保険金額以上	基本保険金額と同額
	指数連動年金原資	基本保険金額 × 反映する参照指数の上昇率 × 連動率	
	反映する参照 指数の上昇率	年金支払開始日前日の上昇率	最大上昇率
	連動率	【米ドル／豪ドル】 100% 【円】 据置期間3年・5年 10% 据置期間10年 30%	契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢により設定され、契約日に確定します。
年金種類・年金支払期間		【確定年金】 5年・10年・15年・20年 【年金総額保証付終身年金】 終身	
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
年金受取人		被保険者もしくは契約者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
クーリング・オフ制度		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。	
増額・一部解約		お取り扱いいたしません。	
付加できる主な特約		遺族年金支払特約、円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、終身移行特約、年金移行特約(定額保険用)、指定代理請求特約	

※ 募集代理店によって、お取り扱いしない据置期間・特約等があります。

※ 通貨・金利環境等によりお取り扱い範囲を変更する場合があります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

契約通貨が外貨で、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、災害死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 市場リスクについて

保証重視コースにおいて据置期間中にこの保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 死亡保険金額および解約払戻金額について

運用重視コースにおける死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に70%を乗じた額のため、**一時払保険料を下回ります。**

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■ 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 据置期間中にご負担いただく費用

- ・据置期間中に適用される積立利率は、据置期間および契約通貨に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、据置期間によって異なります。
 - ※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
 - ※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認いただけます。
- ・参照指数の計算にあたり、戦略控除率（指数値に対し年率1.0%）および複製コスト（投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。
 - ※ 法令、規制の変更その他の理由によりこれらの控除率等の水準は変更されることがあります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25銭) ÷ (払込通貨の TTM-25銭)
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用

(遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用(保証重視コースのみ)

据置期間に応じて、契約日から解約日(移行日)までの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

契約日からの経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
外貨	据置期間 3年	2.4%	1.6%	0.8%	—	—	—	—	—	—	—
	据置期間 5年	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	—	—	—	—	—
	据置期間 10年	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%
円	据置期間 3年	1.2%	0.8%	0.4%	—	—	—	—	—	—	—
	据置期間 5年	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	—	—	—	—	—
	据置期間 10年	2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%

※ 終身保障への移行後および年金支払開始日の繰下げの場合は、解約控除の適用はありません。